

次世代育成支援対策推進法

くるみん・プラチナくるみん認定が新基準に!



「次世代育成支援対策推進法」は、日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもたちの健全な育成を支援するため、企業のみなさま・国・地方公共団体は各種行動計画を策定することとなっています。

常時雇用する従業員が101人以上の企業は、一般事業主行動計画を策定し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定マーク(くるみん認定)を受けることができます。

平成27年4月より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、新たに特定認定マーク(プラチナくるみん認定)がはじまりました。

さらに、平成29年4月1日から、労働時間や男性の育児休暇取得率等を基準とした目標を定めた新しい認定基準になりました。

【お問い合わせ先】 〒990-8587 山形市香澄町3-2-1山交ビル3階
山形労働局 雇用環境・均等室 TEL.023-624-8228

村山労働基準監督署庁舎移転のお知らせ

このたび、下記のとおり庁舎を移転することとなりましたのでお知らせいたします。

1 移転日

平成29年5月29日(月)

※平成29年5月26日(金)までは、現庁舎での業務となります。

2 移転先

〒995-0021

村山市榎岡榎2番28号 村山合同庁舎2階

※村山合同庁舎1階は山形地方法務局 村山出張所です。

3 電話・FAX番号

電話：0237-55-2815 変更ございません。

FAX：0237-55-2827 変更ございません。

